

牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、登下校中の子どもを狙った犯罪の防止を図るため、通学路に防犯カメラを設置する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路防犯カメラ 通学路における犯罪の防止を目的として、通学路に設置される常設のビデオカメラをいう。
- (2) 自治会 牧之原市自治振興協力委員設置規則（平成17年牧之原市規則第5号）第3条に規定する区及び町内会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会が通学路に通学路防犯カメラ及び表示板（通学路防犯カメラを設置している旨を示すものをいう。以下同じ。）を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 通学路防犯カメラ及びその機能を果たすためのポール、モニター、録画装置等の購入及び取付けに要する経費
 - (2) 表示板の製作及び取付けに要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。
- (1) 土地の取得、造成、補償等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換に係る経費
 - (3) 維持管理のための電力需給、修繕、保守、清掃等に係る経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1台当たり補助対象経費の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるものをいう。以下同じ。）及び設置場所の写真
- (4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真
- (5) 見積書の写し

- (6) 通学路防犯カメラの機能が分かる書類
- (7) 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程
- (8) 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類
- (9) 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し（申請者が当該場所の所有者又は管理者でない場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業費の20パーセントを超える減額又は補助金の増額をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得した財産については、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 通学路防犯カメラの設置について、設置場所の周辺の住民の理解が得られていること。
- (8) 牧之原市補助金交付規則、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱及び牧之原市通学路防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン（令和6年3月策定）を遵守すること。
- (9) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
- (10) その他市長が必要と認める条件
(変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち当初の申請から変更があった書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（様式第2号）
- (2) 収支変更予算書（様式第3号）
- (3) 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるものをいう。以下同じ。）及び設置場所の写真
- (4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 通学路防犯カメラの機能が分かる書類
- (7) 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程
- (8) 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類
- (9) 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し（申請者が当該場所の所有者又は管理者でない場合に限る。）
- (10) その他、市長が必要と認める書類
（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 通学路防犯カメラを設置したことが分かる写真
- (4) 通学路防犯カメラにより撮影した画像
- (5) 表示板を設置したことが分かる写真
- (6) 領収書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付の確定）

第12条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付確定通知書（様式第8号）により、交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

- (2) 補助金を他の使途に使用したとき。
 - (3) 第8条に規定する交付の条件に違反したとき。
- (補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、その取消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定によりこの交付の決定を受けた者に係る第8条、第11条から第13条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

交付申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地
申請者 名称
代表者

牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けたいので、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助金を必要とする理由
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの）及び設置場所の写真
 - (4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真
 - (5) 見積書の写し
 - (6) 通学路防犯カメラの機能が分かる書類
 - (7) 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程
 - (8) 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類
 - (9) 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し（申請者が当該場所の所有者又は管理者でない場合に限る。）
 - (10) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条、第9条、第11条関係）

事業計画書（事業変更計画書・事業実績書）

台数及び 設置場所（住所）	_____台 設置場所 (1) _____ (2) _____
設置場所を学区 とする学校名	学校
設置（予定）時期	年 月
設置担当者の 氏名・連絡先	住所 氏名 電話番号

様式第3号（第6条、第9条、第11条関係）

収支予算書（収支変更予算書・収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額・決算額)	備考
	円	
計	円	

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額・決算額)	備考
	円	
計	円	

※収支変更予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

様

牧之原市長

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業費の20パーセントを超える減額又は補助金の増額をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (7) 通学路防犯カメラの設置について、設置場所の周辺の住民の理解が得られていること。
 - (8) 牧之原市補助金交付規則、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱及び牧之原市通学路防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン（令和6年3月策定）を遵守すること。
 - (9) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること
 - (10) その他市長が必要と認める条件

様式第5号（第9条関係）

変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地
申請者 名称
代表者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定があった牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）により増減する額

円

- 4 添付書類（変更がある書類のみ）

様式第 6 号 (第 10 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

牧之原市長

変更 (中止・廃止) 承認通知書

年 月 日付けで変更 (中止・廃止) 承認申請があった牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付については、次のとおり承認したので、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

承認の内容

様式第7号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

牧之原市長

所在地
申請者 名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定があった牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金について、次のとおり実施したので、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 通学路防犯カメラを設置したことが分かる写真
- (4) 通学路防犯カメラにより撮影した画像
- (5) 表示板を設置したことが分かる写真
- (6) 領収書等の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 12 条関係）

第 年 月 日

様

牧之原市長

交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金については、牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第9号（第13条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた牧之原市通学路防犯カメラ設置事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

牧之原市長

所在地

名 称

代表者

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義